

# 福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の概要

変更月日：平成 22 年 3 月 12 日

## 1 県基本方針策定の趣旨

本県の農業を基幹産業として今後とも振興していくために、農業を魅力とやりがいのあるものとし、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を育成することが重要です。このため、概ね 10 年後の育成すべき農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置等を明らかにしたものです。

本方針は、平成 5 年の農業経営基盤強化促進法の制定を受け、同年 11 月に策定し、その後、平成 13 年、平成 17 年に変更を行い、今回は 3 回目の変更となります。

なお、今回の変更は、平成 21 年 6 月の農業経営基盤強化促進法の一部改正（平成 21 年 12 月 15 日施行）に対応するためのものであり、平成 17 年から 10 年間の計画期間等については変更しておりません。

## 2 農業経営育成の推進目標

効率的かつ安定的な農業経営を育成する目標として、他産業従事者と同程度の労働時間と所得を確保することを目指し設定しました。

労働時間目標：主たる従事者一人当たり 1,900 時間程度
所得目標：主たる従事者一人当たり 450 万円以上
1 個別経営体当たり 670 万円以上
（ 個別経営体は、主たる従事者 1 人 + 補助従事者 1.5 人で設定）

## 3 担い手育成の考え方

集落営農の推進により、地域の合意のもとに明らかとなった担い手を育成することを基本とし、個別担い手については認定農業者へ誘導し、個別担い手の育成が困難な地域については、特定農業団体や特定農業法人の育成を進めることとしています。



< 認定農業者のロゴマーク >

## 4 目標達成のための推進方向

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業等を活用するとともに、経営規模の拡大、法人化及び女性農業者の経営への参画促進等を推進します。

また、県内 7 つの地方毎に、それぞれの特色を生かした基本的な推進方向を定めています。

## 5 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

2で設定した労働時間及び所得の目標を実現するための指標として、地域の営農実態及び県内で展開されている優良事例等をふまえ、県内7つの地方毎に、経営類型、経営規模、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標を設定しました。

## 6 担い手に対する農用地の利用集積目標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、地域の農用地を担い手へ利用集積していくことが必要であり、地域の農用地のうち、担い手が利用する割合の目標を以下のとおりとしました。

また、平成16年度末の農用地の利用集積面積を基準に、目標達成のための拡大倍数を示しました。

	県全体	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
集積目標	62%	60%	65%	60%	70%	55%	65%	50%
拡大倍数	1.9倍	1.4倍	2.8倍	2.1倍	1.5倍	1.6倍	2.0倍	2.5倍

併せて、上記目標の達成により担い手へ利用集積された農用地における面的集積（面的にまとまった形での利用集積）の割合を高めていくことを目標としました。

## 7 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

### (1) 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

関係機関・団体の連携の下、農業経営改善計画認定制度の推進による認定農業者の育成、利用権設定等促進事業による担い手への農用地の利用集積の促進、及び農用地利用改善事業による農用地利用改善団体や特定農業団体・特定農業法人の設立等、目標達成のための推進方策を定めました。

### (2) 県内を実施区域とする農地保有合理化法人に関する事項

県段階の農地保有合理化法人を財団法人福島県農業振興公社とし、合理化法人が実施する事業として、農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業及び農業生産法人出資育成事業等を位置付けました。

### (3) 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

平成21年6月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村の承認を受けた者が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付等を行うこと等を内容とする「農地利用集積円滑化事業」が創設されたことに伴い、本事業の基本的な推進方針、県段階における支援体制、本事業の適切な実施を図るための施策について定めました。